

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請	(産業廃棄物対策課)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	二
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	二
○所在地を確知できない建設業者の申出	(事業管理課)	二
○道路の区域変更	(道路課)	三
○道路の供用開始	(同)	三
監査委員		
○定期監査結果に対する措置の公表		三
○外部監査人の監査の事務の補助		一〇

告 示

○宮城県告示第三百六十一号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。
なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

令和六年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社宮城公害処理

2 所在地 宮城県仙台市若林区三本塚字荒谷八十五番地

3 代表者の氏名 代表取締役 菊地大

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県仙台市若林区卸町東五丁目七番二十二号

三 産業廃棄物処理施設の種類

がれき類の破碎施設（移動式）（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令

第三百号）第七条第八号の二）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

がれき類

五 申請年月日

令和六年五月八日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 宮城県環境生活部廃棄物対策課

2 縦覧期間 令和六年五月二十八日から令和六年六月二十八日まで（午前八時三十分から午後五

時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 令和六年七月十二日

2 提出場所 宮城県環境生活部廃棄物対策課

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語によ

り記載すること。）

○宮城県告示第三百六十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和六年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四一二二〇四〇三	事業所の名称及び所在地 ざおう菜園 柴田郡川崎町大字前 川字沼ノ平山一番地 二十六	指定障害福祉サービスの種類 就労継続支援B型	設置者名 株式会社ユニゾンウェーブ	指定年月日 令和六年六月一日
--------------------	---	---------------------------	----------------------	-------------------

○宮城県告示第三百六十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和六年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四一二二〇二八八	事業所の名称及び所在地 ざおう菜園 柴田郡川崎町大字前 川字沼ノ平山一番地 十六	廃止する指定障害福祉サービスの種類 就労継続支援B型	設置者名 合同会社大進	廃止年月日 令和六年五月三十一日
--------------------	--	-------------------------------	----------------	---------------------

○宮城県告示第三百六十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和六年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
令和六年七月一日	美里町 小牛田	午前十時三十分から午後二時まで （正午から午後一時までを除く）	美里町役場本庁舎裏倉庫
同 七月二日	美里町 南郷	午前十時三十分から午後二時まで （正午から午後一時までを除く）	美里町役場南郷庁舎東側車庫
同 七月五日	涌谷町 全域	午前十時三十分から午後三時まで （正午から午後一時までを除く）	くがね創庫さくら館

七月同日	七月八日	七月九日	七月十日	七月同日	七月同日	七月同日
角田市 全 域	女川町 全 域	女川町 全 域	女川町 全 域	色麻町 全 域	角田市 全 域	角田市 全 域
午前十時三十分から午後二時まで （正午から午後一時までを除く）	午前十時三十分から正午まで	午後一時から午後二時まで	午後二時から午後三時まで	午前十時三十分から午後二時まで （正午から午後一時までを除く）	午前十時三十分から午後二時まで （正午から午後一時までを除く）	午前十時三十分から午後二時まで （正午から午後一時までを除く）
女川町庁舎	女川町庁舎	出島地区仮施設（番屋）	出島地区仮施設（番屋）	色麻町役場車庫	角田市市民センター	角田市市民センター

○宮城県告示第三百六十五号

次の建設業者については、その営業所の所在地を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により告示する。

この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、建設業の許可を取り消すことがある。

令和六年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号（宮城県知事許可）
め組株式会社 井上 達也	名取市美田園三丁目七番地の一	般一二 第二万二千二百三十号
株式会社鈴木電気 鈴木 静雄	仙台市泉区向陽台二丁目二番十一号	般一三 第八千八百二十六号

二 申出先

宮城県土木部事業管理課建設業振興・指導班
所在地 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
電話 ○二二一三一六（直通）

○宮城県告示第三百六十六号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年五月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三四九号
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
角田市江尻字岩崎六四番四地先から 同市小坂字土瓜九三番二地先まで	一〇・五 二六・三	一七・一 四四・六		五二六・一 五二六・一

○宮城県告示第三百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年五月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年五月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三四九号	角田市江尻字岩崎六四番四地先から 同市江尻字岩崎七九番七地先まで	令和六年 五月二十八日

監査委員

○宮城県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、

宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和6年5月28日

- 1 監査委員の報告日
令和6年2月14日
宮城県監査委員 佐々木 喜藏
- 2 通知のあった日
令和6年4月8日
宮城県監査委員 佐々木 功 税
- 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容
（1）仙台南県税事務所
宮城県監査委員 成 田 由 里
宮城県監査委員 吉 田 計

記

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

（内容）

・令和4年度収入未済額	96,633,507円
現年度分	206,906,519円
過年度分	303,540,026円
合 計	707,080,052円
・令和3年度収入未済額	112,808,139円
現年度分	202,391,475円
過年度分	315,199,614円
合 計	630,399,228円

措置の内容

＜発生原因＞

令和4年度の収入未済額は、差押えなどの滞納処分や納税緩和措置を着実に実施した結果、現年度分及び合計で前年度よりも減少しているが、大口の滞納事案が破産事件に移行したことが要因となり過年度分については増加した。

＜処理内容＞

令和5年度においては、第6次県税滞納額縮減対策3か年計画及び令和5年度県税事務運営並びに令和5年度県税事務実施計画に基づき収入未済額の縮減と税収確保に努めているところである。

個人県民税については、仙台南地方住民税徴収確保対策会議及び徴収担当職員研修を開催し、管内市町との連携強化や徴収スキル向上を図ったほか、宮城一斉滞納整理強化月間における共同文書催告、県税還付金差押支援なども行っている。また、昨年度に引き続き併任職員連絡会議を開催し、管内市町間で転出入した滞納者に関する情報を共有する等、協働して収入未済額の縮減に努めている。

個人県民税以外の一般税については、早期の納税折衝や財産調査に着手し、換価・取立が容易な預貯金や給与等を主体とした差押えを積極的に行うとともに、納税資力のない滞納者については滞納処分を適用するなど、適正な債権管理に努めている。

＜再発防止策＞

個人県民税については、今後も市町との連携強化及び協働体制を継続し、収入未済額の縮減に努めていく。

個人県民税以外の一般税については、新たな滞納を発生させないことが重要であり、特に、現年分の滞納者が多い自動車税種別制について、納税折衝時に翌年度の納期一括納付を強く指導するとともに、早期に財産調査及び差押えなどの滞納処分を行っていく。また、高額課税事案は、賦課段階から所内での情報共有を図り、早期に納税折衝を行うとともに、財産調査、関係機関における情報収集等を行いながら、適切な滞納処分等を行っていく。

(2) 東部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ 令和4年度収入未済額	
現年度分	78,594,798円
過年度分	135,328,174円
合 計	213,922,972円
・ 令和3年度収入未済額	
現年度分	84,801,671円

過年度分 147,039,971円

合 計 231,841,642円

ロ 措置の内容

＜発生原因＞

納税者の事業不振、生活困窮による納税困難、年度を超えて分割納付している案件、財産調査を行っても差押可能な財産が判明しない案件、国税の調査に伴う修正等により複数年分が一度に課税となった大口案件等様々な理由により収入未済が発生した。また、過年度に換価の猶予を適用した高額滞納事案も影響している。

＜処理内容＞

「第6次滞納額縮減対策3か年計画」及び「令和5年度県税事務運営」に基づき、管内市町と連携・協働して徴収対策に取り組んだ。

個人県民税については、収入未済額の8割を超える状況にあり、市町と縮減に向けた意見交換等を行いながら、事務所としては「滞納処分研修会」を開催し市町職員の徴収技術のスキル向上を図るとともに、宮城一斉滞納整理強化月間における市町との連名による「共同文書催告」、「県税還付金の差押支援」等を行うなど、積極的に市町と連携・協働し各取組を実施した。

個人県民税以外の一般税については、文書や電話により自主納付を促しながら、計画的に財産調査を行い、各種調査結果及び折衝内容から担保力を見極め、預貯金、給与、生命保険等の債権差押を積極的に実施し税収確保に努めるとともに、納税資力がない滞納者には、滞納処分の停止等納税の緩和措置を講じるなど適正な債権管理に努めた。また、所内の徴収初任者等を対象に、滞納整理手法について理解を深めるための所内研修を実施した。

＜再発防止策＞

引き続き「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「県税事務運営」に基づき、収入未済額の縮減と税収確保に努めていく。

個人県民税については、管内市町と連携・協働し各取組を継続する。

個人県民税以外の一般税については、財産調査等により滞納者の担保力を見極め、差押等による滞納処分、納税緩和措置の適用等滞納者個々の状況に応じた滞納整理を適正に進めるとともに、徴収技術の向上のための取り組みを継続していく。

(3) 東部県税事務所登米地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和4年度収入未済額	
現年度分	33,347,623円
過年度分	58,597,098円
合 計	91,944,721円
・令和3年度収入未済額	
現年度分	22,227,213円
過年度分	65,918,716円
合 計	88,145,929円

ロ 措置の内容

＜発生原因＞

病気や失業、収入の減少などやむを得ない理由で納付が困難となった事案や、財産調査を実施しても差押可能な財産が判明しない事案、年度を越えて分納している事案等、諸々の理由により未済額が生じたもの。

＜処理内容＞

個人県民税は、登米市との情報・意見交換等による連携強化を図り、収入未済額の縮減に取り組んだ。11・12月の宮城一斉滞納整理強化月間では、登米市との連名による共同催告を実施した。さらに、東部県税事務所や地方税徴収対策室登米市駐在と連携し、個人住民税徴収対策会議の開催や徴収技法の向上を目的とした滞納処分研修会を実施した。このほか、県税還付金差押支援の実施など登米市に対する支援に積極的に取り組んだ。

個人県民税以外の税目は、滞納整理進行会議を定期的に行い、滞納整理等方針を共有するとともに滞納者等の事案検討を適時実施した。滞納整理に当たっては、滞納者の財産調査を実施し、預貯金・生命保険・給与等の債権を中心に差押及び取立を行った。生活困窮者等を把握した場合は、適宜分納相談等に応じるなど自立に配慮した対応を行うとともに、納税資力のない滞納者については、滞納処分の執行停止を適用するなど適正な債権管理に努めた。

＜再発防止策＞

「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「県税事務運営」に基づき、県税収入の確保と収入未済額の一層の縮減に努める。

個人県民税は、登米市との連携・協働体制を継続し、滞納処分等の業務支援、宮城一斉滞納整理強化月間における集中的な滞納整理の一環として共同催告を実施する。収入未済額縮減の意識高揚等を図るため、東部県税事務所や地方税徴収対策室登米市駐在と連携し、個人住民税

徴収対策会議の開催や高度な徴収技法習得のための滞納処分研修会を実施する。

個人県民税以外の税目は、滞納整理進行会議を定期的開催し、滞納整理方針等を共有するとともに滞納者等の事案検討を随時行い明確にする。滞納整理にあたっては、財産調査を早期に実施し、タイムシフトの良い折衝と適正かつ有効な手段により収入未済額の縮減を進める。生活困窮者等を把握した場合は、適宜分納相談等に応じるなど自立に配慮した対応を行うとともに、納税資力のない滞納者は徴収緩和制度の適切な適用を行う。

(4) 気仙沼県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、収税の確保に努められたい。

(内容)

・令和4年度分収入未済額	
現年度分	25,660,338円
過年度分	82,057,160円
合 計	107,717,498円
・令和3年度分収入未済額	
現年度分	24,174,232円
過年度分	87,657,638円
合 計	111,831,870円

ロ 措置の内容

＜発生原因＞

令和4年度の収入未済額は個人県民税が9割を占め、市町による徴収状況が収入未済額に大きく影響している。また、その他の税目の収入未済額の約4割は過年度分の事業税によるものであり、震災復興事業で土木建築業を営んでいた法人及び個人の事業者について、受注機会の減少により事業が立ち行かなくなるとともに、過年度分の所得に係る修正申告または更正決定により、一時に多額の課税が行われたことにより発生した滞納である。

＜処理内容＞

個人県民税については、令和5年度において、地方税法による県の直接徴収を29件引き受け徴収にあたっているほか、引き続き市長と県税事務所長の連名による共同催告及び市と県税事務所の徴税員が一緒に直接訪宅して行う共同徴収を実施した。また、市町職員の徴収技術の向上を図るため、市町のニーズを反映した内容で研修会を開催した。

その他の税目については、書面や訪宅及び電話等による折衝・催告を行い自主納付につなげた。また、早期財産調査による差押えや搜索及びタイヤロックを行った。一方、納税資力のない滞納者については、滞納処分の執行停止等を行い、適切な債権管理に努めた。

＜再発防止策＞

「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「県税事務運営」に基づき、個人県民税については管内市町との連携・協働を密にして積極的に支援していく。その他の税目については納税折衝、財産調査及び滞納処分を早期に実施することにより収入未済額の解消に努めていく。

さらに、納期内納税の推進を図り、現年課税分の徴収に注力しながら、新たな滞納の発生を抑制していく。

(5) 仙南保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

生活保護扶助費返還金

・令和4年度収入未済額

現年度分 14,242,866円

過年度分 58,296,951円

合 計 72,539,817円

・令和3年度収入未済額

現年度分 15,950,685円

過年度分 51,797,040円

合 計 67,747,725円

ロ 措置の内容

＜発生原因＞

生活保護扶助費において、公的年金等の遡及受給や就労収入等の収入未申告によって生じた保護費の過払い（生活保護法第63条、第78条）に基づく返還金である。

＜処理内容＞

・納入期限を超過している納入義務者に対して、催告書を送付し納付促進に努めた。令和5年度催告書発出実績369件

・保護受給中の納入義務者には、地区担当員が家庭訪問等に早期納入について指導を実施し

たほか、一括納入が困難な場合は分割納付の相談に応じるなど収入未済縮減に努めた。

・収入申告義務について、新規の被保護者には保護開始説明時に必ず説明したほか、保護受給中の者には年度当初の最初の訪問時に再度説明し、周知を徹底して行った。

・催告にあたって、納入義務者が死亡している場合には相続人を調査の上、相続人が判明次第、直ちに納入依頼を行った。

＜再発防止策＞

収入未済額の縮減及び新たに発生させないための方策として以下に取り組んでいくこととする。

1 収入未済額縮減に向けた取組

・納入が滞っている納入義務者に対し、家庭訪問の上、適宜分納を提案するなど、収入未済額の縮減に努める。

・債権台帳を整理し、財務システムから出力される収入未済一覧表と照合しながら督促及び催告を確実に実施する。

・未収債権回収強化月間を定め、廃止ケース等で回収が困難と思われる者に対しては、所要の調査（死亡者の相続人特定・相続財産の有無、行方不明者に係る戸籍照会等）を実施し、事務所としての対応を検討した後、速やかに対応する。

2 未然防止に向けた取組み

・地区担当員は、被保護者宅への計画的な家庭訪問を実施することで、他法活用及び収入申告義務等保護制度の周知徹底に努め、公的年金等の遡及受給や就労収入等の収入未申告によって生じる保護費返還金の発生を抑制する。また、査察指導員は、家庭訪問状況の把握及び進捗状況を台帳により整理して管理を徹底するとともに、幹部職員は、進捗状況を適時把握し、未収債権発生の未然防止を図る。

(6) 気仙沼保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

補助金において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられた。

(内容)

高齢者保健福祉関係事業費ほか1事業の概算払いについて、当該年度中に精算行為を行っていないかったもの。

・件数 4件

・金額 3,449,795円

<p>ロ 措置の内容</p> <p>＜発生原因＞ 補助金の概算払を行った場合に、当該年度中に履行確認が必要であることを認識していなかった。</p> <p>＜処理内容＞ 当該補助金について概算払を行った場合は、補助事業者に概算払の履行確認に係る報告書を提出させ、年度内に履行確認を行うこととした。</p> <p>＜再発防止策＞ 補助金交付事務に係る確認用チェックリストに、別添のとおりチェック項目を追加することにより、履行確認の必要性を認識の上、その確認を行えるようにする。また、補助事業者に交付決定通知を行う際に、報告書様式を参考添付の上、概算払を行った場合は年度内に履行確認に係る報告が必要である旨を併せて通知する。</p> <p>(7) 子ども総合センター</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>現金の管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられた。</p> <p>(内容)</p> <p>現金で領収した診療費を、職員が自己の机の引き出しに不適切に保管し、収納事務及び領収書発行の遅延を招いたもの。</p> <p>・件数 1件 ・金額 580円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>＜発生原因＞ 担当職員が会計事務に関する理解不足などにより必要な事務処理を怠ったこと及び所属内における現金収納の確認などのチェック体制が不十分だったことによるもの。</p> <p>＜処理内容＞ 担当職員が保管していた現金580円を確認した後、速やかに金融機関に納入した。また、領収書の発行が遅れた対象者に対して、速やかに領収書を発行するとともに、発行が遅れたことを謝罪した。</p> <p>＜再発防止策＞ ・会計事務に関わる職員については、会計事務の手引きや研修等を利用して知識習得に努め</p>	<p>た。</p> <p>・問題が発生した場合や処理方法がわからない場合は、一人で悩まず、速やかに上司等へ報告や相談を行うよう徹底した。</p> <p>・現金の受領から金融機関への納入までの手順を整理し、留意事項を職員間で共有するとともに、複数の職員でチェックする体制について再確認した。</p> <p>(8) 大河南地方振興事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>需用費、委託料及び備品購入費において、引き継ぎ支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられた。</p> <p>(内容)</p> <p>1 ラミネートフィルムについて、支払遅延防止法に規定する支払時期を超えて支払ったもの。</p> <p>・件数 1件 ・金額 2,728円</p> <p>2 仙南地域移住・定住プロジェクト制作業務ほか3件について、支払遅延防止法に規定する支払時期を超えて支払ったもの。</p> <p>・件数 4件 ・金額 5,188,060円</p> <p>3 業務用冷蔵庫について、検収日から3か月以上の支払遅延があったもの。</p> <p>・件数 1件 ・金額 341,000円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>1</p> <p>＜発生原因＞ 担当職員が掛売により緊急調達した案件のひとつで、当該職員から会計事務の担当職員へ、請求書の引き継ぎを失念していたもの。</p> <p>＜処理内容＞ 業者からの支払い確認の照会を受けて、直ちに支払い手続きを行ったが、検収日から2か月を超えたもの。</p> <p>＜再発防止策＞ 取扱い手順を見直し、店舗に購入に赴く前に各部の担当職員が「物品要求向」を作成して</p>
--	--

部内決裁を受けた後に総務部に提出することとした。また、総務部では他の調達案件とともに、未処理の「物品要求向」を未処理ボックスで支出決議まで保管するとともに、「物品要求向」に進捗状況を管理するチェック欄を設け、管理職員までが常時進捗の有無を確認することを徹底し、再発を防止する。

2

<発生原因>

いずれの案件も支出担当者が各委託業務の検収日の把握、管理をしていなかったこと、また、事業担当者と支出担当者間で支払の状況を共有していなかったことによるもの。

<処理内容>

出納閉鎖前に、支払い手続きを行ったが、検収日から2か月を超えての支払いとなった。

<再発防止策>

支払案件をリスト化し、支払の処理期限を支出事務の決裁ルート上の職員で共有できる体制をとることとした。また、各部の事業担当者が案件の発議時に、支払遅延防止のためのチェックシートを添付して回議することとし、支出事務の進捗について管理職員まで情報共有の上相互チェックできるようにすることで再発を防止する。

3

<発生原因>

支出負担行為決議書の財務システム登録作業を納品・検収後に行ってしまった。この際、既に提出されていた請求書等を負担行為決議書とともに回議処理したため、決裁後に支払決済済みと勘違いしてファイナルに綴じ込んでしまっていたもの。

<処理内容>

業者からの支払確認照会を受けて、直ちに支払い手続きを行ったが、検収日から3か月を超えての支払いとなった。

<再発防止策>

支出負担行為決議書の処理は、案件ごとの決められた時期に適切に登録するとともに、証拠書類は支払完了まで未処理ボックスで保管し完結後に編綴することを徹底し、再発を防止する。

(9) 志津川高等学校 (南三陸高等学校)

イ 監査委員の報告の内容

需用費において、支出金額の誤りが認められたので、今後再発しないよう内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられた。

(内容)

複写サービス料金について、請求書の内容を確認しないまま、契約内容と異なる金額を支出していたもの。

・ 期間 令和2年4月から令和5年4月まで

・ 正支出額 2,613,270円

・ 誤支出額 2,126,200円

・ 不足額 487,070円

ロ 措置の内容

<発生原因>

令和2年度に複写機の契約を更新した。令和2年4月分の請求書が届いた際に更新後の契約書との確認不足から、基本料金と超過料金単価が過少に請求されていることに気づかずに出してしまった。その後も、誤ったままの料金単価に基づいた請求金額で支払いをした。

<処理内容>

令和5年6月に担当者が過少請求に気づき、契約業者に対し過少払いについて連絡したところ、請求額の誤りによる過少払分については遡って請求せず、今後、正しい金額で請求したいとの協議があり、令和5年5月分から正しい金額で支出している。

<再発防止策>

施行向に契約書写等、支出の根拠となる関係資料を漏れなく添付し、施行内容を事務室全体で確認することを改めて徹底した。また、支出決議書を起案する際には毎回、契約書の写しを添付し請求金額を複数の目で確認する。

(10) 角田高等学校

イ 監査委員の報告の内容

需用費の支出において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられた。

(内容)

複写機の支払いについて、予算の内示を受けていたが、内示がないと誤認し、一部を団体費で支払ったもの。

・ 件数 2件

・ 金額 8,800円

ロ 措置の内容

<発生原因>

<p>当該複写機は、従前より、本校の教育振興会がリース契約を行い進路室に設置（目的外使用）していたものである。</p> <p>令和4年1月25日付け高号外「令和3年度11月議会に係る長期継続契約について（通知）」により、当該複写機に係る果費予算の内示を受け、果費負担へ移行するための契約手続きを行うべきところであったが、契約担当者の見落とし及び事務室内のチェッカー不足により、契約手続きを行っておらず、教育振興会のリース契約を継続していたもの。</p> <p>＜処理内容＞ 令和4年5月、リース契約で使用してきた機器の故障を端緒に予算内示があったことを認識したため、契約手続きを行い、果費による支払いに改めた。</p> <p>＜再発防止策＞ 長期継続契約事務においては、年度末の事務処理が重なる時期に処理することとなるため、内示書を事務室内に掲示し処理状況を記載することで、事務室全体で進行管理を行い再発防止に努めている。</p> <p>(11) 加美農業高等学校 イ 監査委員の報告の内容 役務費において、二重払いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>（内容） 子牛登記手数料について、内容に誤りのある請求書を返却せず、正しい請求書を受領し、それぞれを別件と錯誤して二重に支払ったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 件数 1件 ・ 正支出額 6,800円 ・ 誤支出額 13,600円 <p>ロ 措置の内容 措置の内容 ＜発生原因＞ 該当子牛の個体特定記載まで確認をしないまま、施行向及び履行確認を農場と事務室のそれぞれ別に行っていたため、相手方が誤って請求していたことに気づかず、事務室で支出処理をしてしまったもの。</p> <p>＜処理内容＞ 相手方から、子牛登記手数料が二重に支払われているため返金したい旨の申し出があり、返納に係る起案決裁のうえ返納通知書を発行送付し、9日後には収納されている。</p> <p>＜再発防止策＞</p>	<p>施行向に該当子牛の個体特定記載をすることのほか、請求時には個体識別番号の記載されている「子牛検査票（写）」を添付させることとした。さらに施行向及び履行確認を農場の別担当者が行うこととした。併せて、新たに個体ごとの登録状況台帳も整備し、事務室での支出処理時に二重にならないよう確認することとした。</p> <p>(12) 石巻商業高等学校 イ 監査委員の報告の内容 委託契約において、予定価格を超えた額で契約締結していたものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>（内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 件数 1件 ・ 業務名 事業系一般廃棄物収集運搬処理業務 ・ 予定価格 10,000円（2tトラック1台あたり） ・ 契約金額 15,000円（2tトラック1台あたり） <p>ロ 措置の内容 措置の内容 ＜発生原因＞ 可燃ごみと不燃ごみの複数品目で見積合わせを施行し、その際に単価×予定数量の合算額を予定価格としたことから、当該価格を下回った最も安価な業者を見積決定とした。</p> <p>しかし、品目毎では、不燃ごみの単価が、設計価格を上回ったもの。</p> <p>＜処理内容＞ 監査の指摘により、不適切な取扱いであることを認識したが、業務完了済みのため、特になし。</p> <p>＜再発防止策＞ 単価契約の施行方法等について、事務室内で認識の共有を図るとともに、今回の現象は、複数品目の単価契約を行おうとした場合に発生する恐れがあることから、単価契約については、一品目毎に行うこととした。</p> <p>(13) 支援学校岩沼高等学校 イ 監査委員の報告の内容 役務費において、引き続き支払遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>（内容） 電話料金において、期限日までに支払を怠り、延滞金が発生したものを。</p>
--	---

・件数 1件
 ・金額 4,362円
 ・延滞金 40円

ロ 措置の内容
 <発生原因>
 携帯電話を3月に契約し、当月分は直接振込で支払い、4月分から口座振替により支払う予定だった。
 担当者が4月分の支払決議の際、振替用口座の登録に誤りがあることに気づき、直ちに支出命令決議を取り消したが、当該振替用口座の訂正処理を失念したまま、長期間の休暇を取得した。

事務室内における十分な引き継ぎが行われなかったため、4月分が支払遅延となったもの。

<処理内容>
 支払処理が行われていない事実を確認後、直ちに4月分の支出決議と振替口座の変更手続きを行った。また、契約先に確認したところ延滞金が発生することから、主務課から延滞金の予算措置を受け、契約先に支払った。
 ※延滞金40円（6月分請求時→39円、7月分請求時→1円）
 <再発防止策>
 正・副担当の重要性を改めて確認するとともに、スケジュール管理ソフト等を活用し、事務室内において相互に事務処理の進捗状況が分かる体制を整え、支払期限や報告期限の情報共有を図っていく。

○宮城県監査委員告示第12号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。
 令和6年5月28日

- | | |
|---------|----------|
| 宮城県監査委員 | 佐々木 喜 藏 |
| 宮城県監査委員 | 佐々木 功 悦 |
| 宮城県監査委員 | 成 田 由 加里 |
| 宮城県監査委員 | 吉 田 計 |
- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所
- | | |
|---------|-----------------------|
| 氏 名 | 住 所 |
| 大 西 徹 | 宮城県仙台市青葉区旭ヶ丘3丁目11番14号 |
| 青 柳 恵 介 | 宮城県仙台市青葉区川平1丁目19番10号 |

加賀谷 祐 人 宮城県石巻市恵み野2丁目2番地8 イルクオーレA棟201号
 多 田 俊 介 千葉県市川市曳高3丁目24番7号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
 令和6年5月22日から令和7年3月31日まで